

一般社団法人全日本囲碁連合 委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）定款第39条に定める委員会の運営に関することを定める。

(委員会)

第2条 当法人は、常設委員会として、強化・選考委員会、総務・広報委員会、医科学委員会及び倫理委員会を置く。

- 2 常設委員会は、各々第6条に定める所管事項を処理する。
- 3 当法人は、特定の目的に対処するため、理事会の決議を経て専門委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

第3条 委員会の委員長は、理事会の承認に基づき会長がこれを委嘱する。

- 2 委員会の委員は、委員長の推薦に基づき理事会がこれを承認する。
- 3 委員会には委員長のほか、副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、理事会に出席して所管事項について発言することができる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 3 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。
- 4 委員会は、委員会の決議を経て、必要な部会等を置くことができる。

(所管事項)

第6条 常設委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 強化・選考委員会

- ①選手の強化・育成、国際大会に派遣する選手の選考に関すること
 - a)強化基本方針の策定に関すること

- b)強化計画（大会派遣、合宿、研修等）の策定及び実施に関すること
- c)国際大会へ派遣する選手の選考要項、選考案作成に関すること
- d)強化選手の指定に関すること
- e)競技力向上のための環境整備全般に関すること
- f)強化のための調査、研究に関すること
- g)強化費の支給に関すること
- h)国際大会派遣の帯同に関すること
- i)その他、選手強化・育成に関すること

(2) 総務・広報委員会

- ①囲碁・ペア碁競技の振興に係わる基本的な政策に関すること
- ②企画・総合調整に関すること
 - a)諸課題について、各常設委員会と連携して解決を図ること
 - b)他の常設委員会に属さない諸課題について、解決を図ること
- ③当法人への登録に関すること
 - a)当法人への登録及び退会手続きに関すること
 - b)当法人に登録した者の管理に関すること
 - c)その他、登録に関すること
- ④関係団体に関すること
 - a)国際囲碁連盟及び各国・地域囲碁協会等との連携強化に関すること
 - b)競技団体の枠を超えた連携促進に関すること
- ⑤広報に関すること
 - a)当法人の運営方針及び活動状況に関する情報発信
 - b)当法人内外の情報収集
 - c)広報資料の作成
 - d)広報活動に必要な企画、調整及び研究
 - e)その他、広報活動に関すること
- ⑥理事会・理事・他の常設委員会の諮問を受けて、以下に掲げる事項その他の当法人の運営及び事業に関連する法的事項について意見を具申すること
 - a)当法人の運営及び事業に関連する法解釈に関すること
 - b)当法人の内部規則の制定、変更及び運用に関すること
 - c)当法人が締結する契約に関すること
- ⑦財務に関すること
 - a)収入及び支出の状況並びに財政状態に関すること
 - b)予算の編成、金銭・資金・資産の管理及び決算に関する事務執行についての指導・助言

- c) 会計の内部監査に関する事
 - d) その他、財務に関する事
- (3) 医科学委員会
- ① 普及・選手強化に係わる総合的な医事サポート及びアンチ・ドーピング活動に関する事
 - a) 競技会における医事業務に関する事
 - b) スポーツ障害の予防と治療に関する事
 - c) 競技者に対する医事、栄養、心理サポートに関する事
 - d) アンチ・ドーピング活動に関する事
 - e) 国際大会へのチームドクターの派遣に関する事
 - f) その他、医事サポートに関する事
 - ② 囲碁・ペア碁競技に係わる総合的な科学的研究及び科学的支援に関する事
 - a) 競技の普及、選手の育成・強化に関わる科学的な調査研究に関する事
 - b) 選手育成・強化に関わる科学的支援に関する事
 - c) 競技の普及、選手強化・育成に関わる科学的知見の提供と普及に関する事
 - d) その他、囲碁・ペア碁競技の科学及び科学的支援に関する事
- (4) 倫理委員会
- ① 当法人の役員、委員、職員及び登録者の綱紀肅正の推進に関する事
 - ② 法令、当法人規則、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理の遵守及び処分に関する事
 - ③ その他、コンプライアンスの周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事会に具申する事

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年6月28日から施行する。